

○観光庁告示第一号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十三日

観光庁長官 溝畑 宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し、災害救助法（昭和二十二年	平成二十三年八月三十一日

法律第百十八号)が適用された市町村
の区域内に主たる営業所を有する者